

旅費規程

第1条

従業員が社用のため(これに準ずる場合を含む)出張または転勤の場合には、本規則により旅費を支給する。

第2条

旅費の種別および種類は左の通りとする。

1. 一般旅費 業務による出張の場合、宿泊旅費、帰着旅費を支給する。
2. 転勤旅費 転勤を命ぜられ住居の移転を必要とする新任地へ赴任する場合、赴任費、家族移転費及び家財荷造運搬費とする。
3. 講習旅費 会社主催の講習等を受けるため出張する場合、講習旅費および食費を支給する。

第3条

出発から帰着までの出張中は、所定の勤務時間勤務したものとみなす。

第4条

出張中の目的地滞在期間中その全部または一部の期間、傷病または不慮の災難等やむを得ない理由で、用務を遂行できなかった場合、その日数については所定の旅費を支給する。

第5条

1. 旅費は交通費、日当及び宿泊料の三種とし、交通費を更に鉄道賃、船賃、航空賃、車賃に分け、次の基準の範囲内によって支給する。

| 区分 | 旅 費 | | | | 日 当 | | 宿 泊 費 | |
|----|-----|----|-----|----|--------|-------|-------|----|
| | 鉄道賃 | 船賃 | 航空賃 | 車賃 | 六大都市 | 県外 | 六大都市 | 県外 |
| 金額 | 実費 | 実費 | 実費 | 実費 | 10.000 | 5.000 | 実費 | 実費 |

第6条

社外の団体等が主催する会合等に出席するため出張する場合、会費に宿泊料および食費等が含まれるときは、宿泊旅費は支給しない。

第7条

転勤旅費における赴任費、家族移転費および家財荷造運搬費の支給内容は次のとおりとする。

赴任費 (省略)

家族移転費 当該世帯を構成する同居の扶養家族の旧任地より新任地までの車船等の実費及び家族ひとりにつき満12歳以上の者は本人赴任費相当額、満6歳以上満12歳未満の者は本人赴任費の2分の1相当額、満6歳未満の者は本人赴任費の3分の1相当額

家財荷造運搬費 勤務地に有する家財の荷造および旧任地より新任地までの家財運搬費および当該家財の損害保証料の実費とする。なお実費の支給については、事前に取扱業者より見積書の提出を受け、会社の承認を得るものとし、運搬終了後実費を証明する請求書の掲示を受けて会社が支払うものとする。

第8条

会社が主催する講習等を受けるために出張する場合、会社が規定する場所に宿泊し、宿泊費および食費は会社が負担する場合はその間の日当、宿泊料は支給しない。

第9条

やむを得ない特別の事情がある場合、社長の指示または了承を経て、特別の取扱いをすることができる。

第 10 条

1. この規則は、平成〇年〇月〇日から施行する。
2. この規則を改廃する場合には従業員代表の意見を聞いてから行なう。